農地法第５条　議案審議資料

許　可　要　件		議案第４２号 １番
１．立地基準	農地区分 （該当事由）	第３種農地 （大久保ＩＣから180m）
	※第２種農地の場合 代替性の検討 法４－２①②／法５－２①②	－
２．一般基準	転用行為実施に必要な資力・信用 法４－２③／法５－２③	― （転用事業実施済）
	申請地につき転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意 法４－２③／法５－２③	該当なし
	許可後遅滞なく申請の用途に供する見込み 則４７①／則５７①	有 （事業計画）
	申請事業施行に関し他法令許認可の見込み 則４７②／則５７②	該当なし
	申請地と一体利用する土地を利用できる見込み 則４７③／則５７③	該当なし
	申請面積が適正 則４７④／則５７④	適正 （事業計画）
	申請の事業が土地造成のみ （一部例外あり） 則４７⑤／則５７⑤	該当なし
	周辺の営農条件への影響 （現地調査報告） 法４－２④／法５－２④	
３．その他特記すべきこと		15年前より転用許可を得ずに造成工事を行い、露天資材置場及び露天駐車場として使用中。新たな造成工事等は行わない。

注）法：農地法　則：農地法施行規則